

パブリックコメントの実施について

- ・ 案件名 福井市子ども・子育て支援事業計画（素案）
- ・ 意見募集期間 平成26年12月1日～26日
- ・ 公表する資料 福井市子ども・子育て支援事業計画（素案）
福井市子ども・子育て支援事業計画（素案）【概要版】
募集要領
意見募集チラシ
- ・ 掲示場所 市ホームページ（パブリックコメント、子育て支援室）
子育て支援室、情報公開・法令審査課、市総合案内、市立図書館、
みどり図書館、桜木図書館、各総合支所振興課
- ・ 意見の提出方法 電子メール、ファクシミリ、持参、郵送、ふく e-ねっと
- ・ 提出された意見と市の考え方の公表時期と方法
 - （1）公表時期：1月下旬（予定）
 - （2）公表方法：市ホームページに掲載
子育て支援室、情報公開・法令審査課、市総合案内、市立図書館、
みどり図書館、桜木図書館、各総合支所振興課の窓口において閲覧

福井市子ども・子育て支援事業計画（素案） 概要版

1 計画策定の趣旨及び位置づけ

- 本計画は平成27年4月からの子ども・子育て支援新制度の実施とあわせて、安心して子どもを産み育てられる環境を整備し、すべての子どもの健やかな育ちと保護者の親としての成長を支援する社会の実現を目指すことを目的として策定します。
- 本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」と、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」を、結婚や妊娠・出産も含めた総合的な計画として策定します。
- 第六次福井市総合計画で示された基本目標「みんなでつくる住みよいまち」、施策「安心して子どもを産み育てられる環境をつくる」を実現するものです。

2 計画期間

平成27年4月1日～平成32年3月31日の5年間とします。

3 計画の推進体制と評価

- 本市では、附属機関である「福井市子ども・子育て審議会」及び行政の全庁的な推進組織である「福井市子ども・子育て支援推進本部」において、子ども・子育て支援事業計画に掲げる各種施策の実施状況等について毎年点検、評価します。この結果を公表するとともに、必要に応じて施策内容の見直しを行います。
- 本計画の中間期である平成29年度に、2年間の実績を取りまとめた中間評価を実施します。実施結果は、その後の対策や計画の見直し等に反映させます。

4 計画の基本的な考え方

(1) 基本理念

子どもすくすく おとないきいき みんなで育ちあうまちへ

子どもは社会の希望であり未来を創る存在です。まずは保護者が子育てについての責任を担うべきであることを前提としつつ、すべての子どもの健やかな育ちを保障することは社会全体の責任です。地域や社会が保護者に寄り添い、安心して産み育てられる環境を整えることで、保護者の親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるまちをつくりまします。

(2) 施策の方向

結婚・妊娠から子育てのライフステージに沿って、「結婚・妊娠・出産」、「子どもの育ち」、「保護者の支援」、「地域の役割」の視点から次の4つの方向を定めます。

① 結婚や子育てに夢を持てる環境を整えます

結婚や子育てに関する負担や不安を払拭し、子どもを産み育てることに夢と希望を持てる施策を展開します。

② 子どもの健やかな育ちを守ります

すべての子ども一人ひとりがかけがえのない個性ある存在として認められ、健やかな育ちが等しく保障されるための仕組みや環境を整備します。

③ 保護者への子育て支援を充実します

子育てに対する負担の軽減や不安の解消を図るとともに、親としての成長を促すことで、保護者が子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じられる社会を実現します。

④ 社会全体で子どもの育ちを支えます

家庭、職域、地域におけるすべての市民と行政が子ども・子育て支援の重要性を認識し、各々が協働し、それぞれの役割を果たすための取組を展開します。

施策の方向1 結婚や子育てに夢を持てる環境を整えます

個別施策1 結婚に向けた支援の充実

- 1 結婚のための機会の提供
 - ①若者の結婚に対する意識の向上
 - ②出会いの場の提供
 - ③婚活支援に関する情報の提供
- 2 経済的自立に向けた支援
 - ①雇用の創出と若者の就労支援
 - ②住宅の安定確保
- 3 次代の親の育成
 - ①育児体験学習の充実
 - ②男女平等教育の推進

個別施策2 安全な妊娠・出産の支援と負担の軽減

- 1 母子の健康の確保と増進（妊娠・出産期）
 - ①妊娠期の健康教育及び相談
 - ②妊婦健康診査
 - ③訪問指導（妊産婦・新生児）
- 2 不妊に対する支援
 - ①不妊に対する支援
- 3 出産・子育て後の職場復帰への支援
 - ①復職・再就職に向けた支援
- 4 思春期保健対策の充実
 - ①学校における保健教育

施策の方向2 子どもの健やかな育ちを守ります

個別施策1 親子の健康の確保及び増進

- 1 母子の健康と確保の増進（育成期）
 - ①訪問指導（乳幼児）
 - ②乳幼児期の健康教育及び相談
 - ③乳幼児健康診査及び学校における健康診断
 - ④事故や感染症の予防
- 2 小児救急医療体制の充実
 - ①小児救急医療体制の充実
- 3 食育の推進
 - ①家庭における食育の推進
 - ②教育・保育施設、小中学校における食育の推進

個別施策4 教育環境等の整備

- 1 子どもの生きる力の育成に向けた教育環境の整備
 - ①確かな学力の向上
 - ②豊かな心の育成
 - ③健やかな体の育成
 - ④キャリア教育（職場体験活動）の推進
 - ⑤信頼される学校づくり
 - ⑥保幼小の連携
- 2 子どもを取り巻く有害環境対策の推進
 - ①有害環境から子どもを守るための取組の推進
 - ②情報モラル教育の充実

個別施策2 教育・保育環境の充実

- 1 教育・保育の量の確保と質の向上
 - ①教育・保育の提供
 - ②低年齢児保育の充実
 - ③認定こども園への移行の推進
 - ④資格取得の機会の拡充
 - ⑤教育・保育の質の向上
- 2 児童の健全育成
 - ①児童館の運営
 - ②放課後子ども総合プランの推進
 - ③プレーパークの導入の検討
 - ④非行問題等への解決支援

個別施策5 安全・安心な生活環境の整備

- 1 良好な生活環境の整備
 - ①良質な住宅の確保
 - ②安全・安心な歩行者空間づくり
 - ③人にやさしい「全域交通ネットワーク」の推進
 - ④安全・安心なまちづくりの推進
- 2 子どもの生活の安全を守るための事業の推進
 - ①交通安全の指導と啓発
 - ②体験型交通安全教室の実施
 - ③安全で快適な自転車利用空間づくり
 - ④防犯活動の推進
 - ⑤憩いの場、遊び場の整備
 - ⑥教育・保育施設等の整備

個別施策3 特別な支援が必要な子どもへの配慮

- 1 要保護児童への支援
 - ①相談事業の周知及び関係機関との連携
 - ②児童虐待防止の啓発
- 2 障がいや発達に遅れのある子どもへの支援
 - ①特性に応じた保育の充実
 - ②特別支援教育の実施
 - ③発達障がい児への支援
 - ④障害福祉サービスの充実
 - ⑤相談・支援の充実
 - ⑥雇用の促進
- 3 ひとり親家庭への支援
 - ①子育て・生活支援
 - ②経済的支援の充実
 - ③雇用の促進

施策の方向3 保護者への子育て支援を充実します

個別施策1 子育て支援の充実

- 1 子育て支援事業の充実
 - ①地域子育て支援拠点の設置運営
 - ②一時預かり保育等の実施
 - ③病児・病後児保育の実施
 - ④短期入所等の実施
 - ⑤乳児家庭全戸訪問の実施
 - ⑥養育支援訪問の実施
- 2 子育てにかかる経済的負担の軽減
 - ①出産にかかる負担の軽減
 - ②医療費にかかる負担の軽減
 - ③児童手当給付
 - ④利用者負担の軽減
 - ⑤就学援助
 - ⑥実費徴収に伴う補足給付
 - ⑦母子・父子家庭に対する給付
 - ⑧障がい児等に対する各種手当の支給
 - ⑨育児休業等の取得にかかる支援

個別施策2 家庭における教育力の向上

- 1 家庭教育への支援の充実
 - ①親子で参加する学習機会の充実
 - ②家庭における親の教育力の向上
 - ③家族のふれあいの推進
- 2 父親の家事・育児参加の推進
 - ①学習機会の提供
 - ②イクメン・カジダン応援プロジェクトの推進

施策の方向4 社会全体で子どもの育ちを支えます

個別施策1 職域における支援体制の整備

- 1 ワーク・ライフ・バランスの推進
 - ①仕事と子育ての両立等に関する企業への情報提供
 - ②育児休業や短時間勤務制度等の活用促進
 - ③ワーク・ライフ・バランスの改善に取り組む企業の支援
- 2 職場環境の改善に向けた啓発
 - ①両立支援策や就労支援策、労働関係法令等の制定・改正状況に関する周知啓発
 - ②仕事と家庭の調和の実現に取り組む企業の支援の実施

個別施策3 行政における推進体制の強化

- 1 関係機関との連携
 - ①関係機関との連携強化
- 2 子育て関連情報の一元的な提供
 - ①子育て関連情報の一元的な提供
 - ②子育て総合相談員の配置
 - ③行政組織の見直し

個別施策2 地域における支援体制の整備

- 1 地域における教育力の向上
 - ①家庭教育支援の充実
 - ②少年教育に関する学習の充実
 - ③青年の地域参画の推進
 - ④関係団体との連携及び活動支援
 - ⑤保育園等における地域活動の推進
 - ⑥生涯スポーツの推進
 - ⑦福井市スポーツ少年団の活動推進
 - ⑧福井市幼年・少年消防クラブの活動推進
- 2 地域の人材を活用した子育て支援機能の向上
 - ①祖父母による孫育ての促進
 - ②地域住民による子育て支援活動の促進
 - ③地域における人材の育成及び活用
 - ④世代間交流の推進
 - ⑤母親クラブの活動支援
 - ⑥PTA連合会との連携
 - ⑦主任児童委員、児童委員の活用

5 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「確保方策」

(1) 教育・保育提供区域の設定

地域の実情に応じた適切な子育て支援を提供するため、地理的条件、人口、交通事情、その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育施設の整備の状況等を総合的に勘案し、下図のとおり市内を5つの教育・保育提供区域（以下、区域）に設定します。

教育・保育施設の在園児を対象とした事業については、この5区域で量の見込みと確保方策を定めます。

ただし、小学生を対象とした放課後児童健全育成事業については、5区域では範囲が広すぎるため、区域を小学校区とします。その他の事業については、広域的な利用が見込まれる事業や事業を実施する施設が限られている事業であるため、市全域を1つの区域とします。



(2) 「量の見込み」と「確保方策」

教育・保育又は事業名	区域	「量の見込み」と「確保方策」
教育・保育 ※幼稚園、保育園、認定こども園において提供する教育や保育	5区域	南区域、北区域、川西区域では、保育を必要とする子どもの量の見込みに対して、確保できる利用定員が不足します。不足量は幼稚園の認定こども園化や保育園の定員増により確保します。
(1) 時間外保育事業(延長保育事業) ※保育認定を受けた子どもに対し、通常の利用時間以外の時間において保育する事業	5区域	幼稚園の認定こども園化や保育園の定員増により確保されます。
(2) 放課後児童健全育成事業 ※保護者が昼間家庭にいない小学生に対し、授業終了後に児童館等において子どもを預かる事業	小学校区	学童保育が未設置の5つの小学校区で、量の見込みに対して確保できる量が不足します。不足量については、利用を希望する放課後留守家庭児童の実情に応じ、児童クラブを新規に開設するなどして確保します。
(3) 子育て短期支援事業 ※家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等で必要な保護を行う事業	市全域	量の見込みに対して既存施設で確保が可能です。
(4) 地域子育て支援拠点事業 ※乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業	市全域	量の見込みに対して確保できる量が不足します。不足量については、地域子育て支援センターを新設することで確保します。設置の際には地域の偏りがないように配慮します。
(5-1) 一時預かり事業 (幼稚園の在園児対象)	5区域	光区域、川西区域、東足羽区域では、量の見込みに対して、確保できる量が不足します。不足分は既存の幼稚園及び保育園の認定こども園化により確保します。
(5-2) 一時預かり事業 (幼稚園の在園児対象以外)	市全域	量の見込みに対して既存の施設で確保が可能です。
(6) 病児・病後児保育事業	市全域	量の見込みに対して既存の施設で確保が可能です。
(7) 利用者支援事業 ※子ども又は保護者の身近な場所で、子育て支援に関する相談・助言等を行う事業	市全域	量の見込みに対して現状の体制で確保が可能です。
(8) 妊婦健康診査	市全域	量の見込みに対して既存の施設で確保が可能です。
(9) 乳児家庭全戸訪問事業 ※生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、情報提供や養育環境等の把握を行う事業	市全域	量の見込みに対して現状の体制で確保が可能です。
(10) 養育支援訪問事業 ※養育支援が特に必要な家庭に対し、居宅に訪問し助言・指導等を行う事業	市全域	量の見込みに対して現状の体制で確保が可能です。

地域子ども・子育て支援事業